

# 公 示

指定整備事業者の行政処分に係る聴聞の実施について (東京スバル株式会社)	… 2
一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法第52条の規定に 基づく事業用自動車の使用停止事案に関する聴聞の期日変更について	… 3
指定整備事業者の行政処分について (埼玉自動車株式会社)	… 4
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	… 5

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

1. 件 名

道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

東京スバル株式会社  
代表取締役 宮澤 和彦  
東京都文京区本郷2丁目13番11号

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

東京スバル株式会社 新宿店  
東京都新宿区西新宿4丁目38番7号  
認証番号 第1-3900号  
指定番号 関東指第1-2608号

4. 期 日

令和6年7月10日（水）9時30分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム  
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地  
横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第94条の5、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年6月28日

関東運輸局長  
勝山 潔

# 公 示

## ◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案に関する聴聞の期日変更について

事案番号24G03により公示した聴聞の期日を下記のとおり変更したため公示する。

なお、行政手続法第15条第1項各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書は、下記の交付場所において執務時間中に交付可能であることを申し添える。

令和6年7月2日 関東運輸局長 藤田 礼子

### 記

#### 1. 聴聞期日

(変更前) 令和6年7月12日 午後1時30分

(変更後) 令和6年8月22日 午後1時30分

#### 2. 聴聞通知書の交付場所

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部 自動車監査官(旅客担当)

電話：045-211-7271

# 公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

## 記

### 1. 事業者の氏名又は名称及び住所

埼玉自動車株式会社  
代表取締役 中村 庄一郎  
埼玉県朝霞市膝折町4丁目22番地52号

### 2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

埼玉自動車株式会社  
埼玉県朝霞市膝折町4丁目22番地52号  
認証番号 第4-1469号  
指定番号 東指第4-70号

### 3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令  
停止期間 令和6年 7月 4日 から  
令和6年 7月18日 まで 15日間

### 4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年7月2日

関東運輸局長 藤田 礼子

# 公 示

## ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年7月4日 関東運輸局長 藤田 礼子

## ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B13号 合同会社 Ratell

1. 令和6年6月12日
2. 茨城県地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を15分に短縮する。

(ア) 普通車 E運賃